

### 3歳未満児利用者負担額（保育料）表

児童の属する世帯の階層区分 (4月～8月分は前年度、9月～翌年3月分は 当年度の町民税額で階層決定します。)			月額			
			標準時間 11時間 8時～19時利用	標準時間 10時間 8時～18時利用	標準時間 9時間 8時～17時利用	通常保育 8時間 8時～16時利用
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による 被保護世帯	—	0	0	0	0
第2	町民税が非課税世帯	1人目 2人目 3人目	0	0	0	0
	町民税が非課税世帯（ひとり親世帯等）	1人目 2人目 3人目	0	0	0	0
第3	町民税均等割のみ	1人目 2人目 3人目	12,200 6,100 0	10,700 5,350 0	9,200 4,600 0	8,200 4,100 0
	町民税が均等割のみ（ひとり親世帯等）	1人目 2人目 3人目	3,700 0 0	2,950 0 0	2,200 0 0	1,700 0 0
第4	町民税所得割が20,000円未満	1人目 2人目 3人目	14,200 7,100 0	12,700 6,350 0	11,200 5,600 0	10,200 5,100 0
	町民税所得割が20,000円未満（ひとり親世帯等）	1人目 2人目 3人目	3,700 0 0	2,950 0 0	2,200 0 0	1,700 0 0
第5	町民税所得割が20,000円以上48,600円未満	1人目 2人目 3人目	16,200 8,100 0	14,700 7,350 0	13,200 6,600 0	12,200 6,100 0
	町民税所得割が20,000円以上48,600円未満 （ひとり親世帯等）	1人目 2人目 3人目	3,700 0 0	2,950 0 0	2,200 0 0	1,700 0 0
第6	町民税所得割が48,600円以上65,000円未満	1人目 2人目 3人目	22,700 11,350 0	21,200 10,600 0	19,700 9,850 0	18,700 9,350 0
	町民税所得割が48,600円以上65,000円未満 （ひとり親世帯等）	1人目 2人目 3人目	3,700 0 0	2,950 0 0	2,200 0 0	1,700 0 0
第7	町民税所得割が65,000円以上97,000円未満 （町民税所得割が77,101円以上97,000円未満の ひとり親世帯等を含む）	1人目 2人目 3人目	24,700 12,350 0	23,200 11,600 0	21,700 10,850 0	20,700 10,350 0
	町民税所得割が65,000円以上77,101円未満 （ひとり親世帯等）	1人目 2人目 3人目	3,700 0 0	2,950 0 0	2,200 0 0	1,700 0 0
第8	町民税所得割が97,000円以上128,000円未満	1人目 2人目 3人目	34,700 17,350 0	33,200 16,600 0	31,700 15,850 0	30,700 15,350 0
第9	町民税所得割が128,000円以上169,000円未満	1人目 2人目 3人目	36,700 18,350 0	35,200 17,600 0	33,700 16,850 0	32,700 16,350 0
第10	町民税所得割が169,000円以上233,000円未満	1人目 2人目 3人目	39,700 19,850 0	38,200 19,100 0	36,700 18,350 0	35,700 17,850 0
第11	町民税所得割が233,000円以上301,000円未満	1人目 2人目 3人目	41,700 20,850 0	40,200 20,100 0	38,700 19,350 0	37,700 18,850 0
第12	町民税所得割が301,000円以上397,000円未満	1人目 2人目 3人目	43,700 21,850 0	42,200 21,100 0	40,700 20,350 0	39,700 19,850 0
第13	町民税所得割が397,000円以上	1人目 2人目 3人目	45,700 22,850 0	44,200 22,100 0	42,700 21,350 0	41,700 20,850 0

※ 同一世帯から2人以上同時に保育所に入所している場合、第2子は保育料半額、第3子以降は保育料無料とします。

ただし、町民税所得割額が57,700円未満の世帯に属する場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料とします。

※上記の金額は、各階層の1人目の保育料から給食費（副食費）の町支援分（2,300円）を差し引いた額となっており、第2子の保育料は、第1子の保育料の半額となります。